

南二見人工島内の工場立地法対象工場に係る緑地面積率等の緩和について

1 実施内容

南二見人工島（二見臨海工業団地）内の工場について、設備投資などを促すことで地域経済の活性化を図るとともに、隣接する播磨町の人工島（新島）との基準の整合性を図るために、緑地面積率等のさらなる緩和を実施します。

2 実施に向けた必要な事務

- (1)地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）第4条に基づく基本計画（以下「基本計画」という。）の策定と大臣同意の取得
- (2)明石市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例（以下「準則条例」という。）の制定

3 基本計画及び準則条例の概要

(1)基本計画の概要

- ①基本計画の概要は、別紙1「兵庫県明石市における基本計画（案）の概要」のとおりです。
- ②基本計画内で示す「重点促進区域＝工場立地特例対象区域」においてさらなる緩和を実施
- ③基本計画は国（経済産業大臣）への申請及び同意が必要（10月申請、12月同意の予定）

(2)準則条例の概要

敷地面積に対する緑地面積の割合及び環境施設面積の割合を定める。

区域	緑地面積率	環境施設面積率
明石市における法第9条第1項に規定する工場立地特例対象区域（南二見人工島（二見臨海工業団地））	100分の1以上	100分の1以上

参考：明石市工場立地法地域準則条例第3条の割合（現在の市の基準）

区域	緑地面積率	環境施設面積率
都市計画法第8条第1項第1号の工業地域及び工業専用地域	100分の5以上	100分の10以上

4 基本計画の策定及び準則条例の制定に向けての市民参画手続き

(1)パブリックコメントの実施

- ①内 容 ： 基本計画（案）及び準則条例（案）の概要
- ②期 間 ： 9月1日（日）～30日（月）
- ③結 果 ： 10月中旬頃にHPで公開

(2)市民説明会の開催（予定）

- ①内 容 ： 南二見人工島における工場緑地面積率等の緩和について
（基本計画（案）及び準則条例（案）の概要）
- ②日 時 ： 10月4日（金） 18:30～／南二見会館
- 場 所 ： 10月5日（土） 15:00～／二見市民センター

5 スケジュール(案)

日 程	内 容
2024年8月	・兵庫県へ基本計画（素案）の提出 ・パブリックコメント等の実施について生活文化常任委員会委員に報告
9月	・基本計画（案）等に対するパブリックコメントを実施（1～30日） ・9月議会で基本計画（案）等を委員会報告 ・近畿経済産業局へ基本計画（案）を提出
10月	・基本計画（案）等について市民説明会を開催（4日・5日） ・国（経済産業大臣）への基本計画（案）の同意申請 ※申請後にパブリックコメント等の意見を反映した修正等は可能 ・パブリックコメント等に対する結果報告（20日頃） ※生活文化常任委員会委員に結果報告
12月	国からの基本計画への同意取得
2025年1月	準則条例制定に向けた例規審査会
3月	準則条例制定議案の上程
4月	準則条例の施行

6 添付資料

(1)別紙1「兵庫県明石市における基本計画（案）の概要」

(2)別紙2「兵庫県明石市基本計画（案）」

※(1)及び(2)は国が示したフォーマットに基づき作成